

労災保険について：

一．労働者災害補償保険（労災保険）の目的及び適用：

1．労災保険の目的：

(1)労災保険の主たる目的：

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な**保険給付**を行うことにある。

(2)付帯目的：

業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の**社会復帰の促進、労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等**を図る、ことにある。

2．適用事業

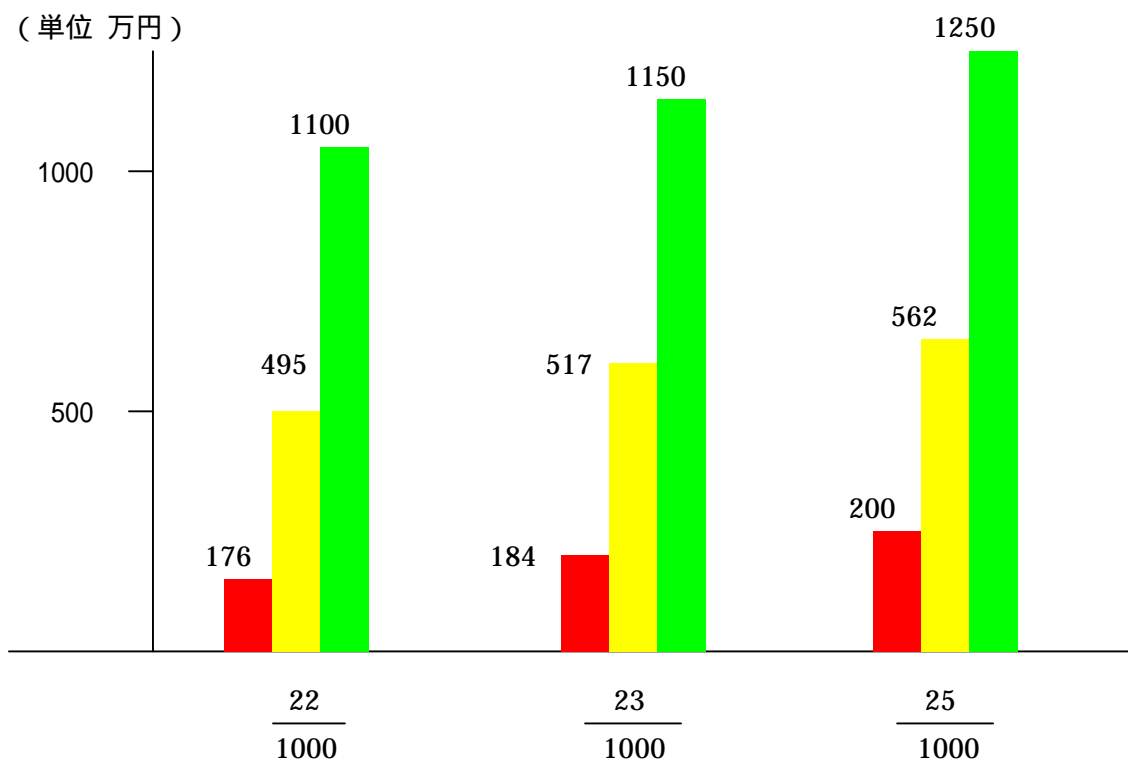
労災保険の適用事業（強制適用事業・当然適用事業ともいう）は「労働者を使用する事業」である。

従って、**労働者を一人でも使用する事業は**、（適用除外、暫定任意適用事業に該当する場合を除き）**全て適用事業となる**。

二．労災保険料の支払について：

1．労災保険率の増加による支払額の差について：

（単位 万円）



- は20人で賃金総額400万円の場合
- は50人で 々 450万円の場合
- は100人で 々 500万円の場合

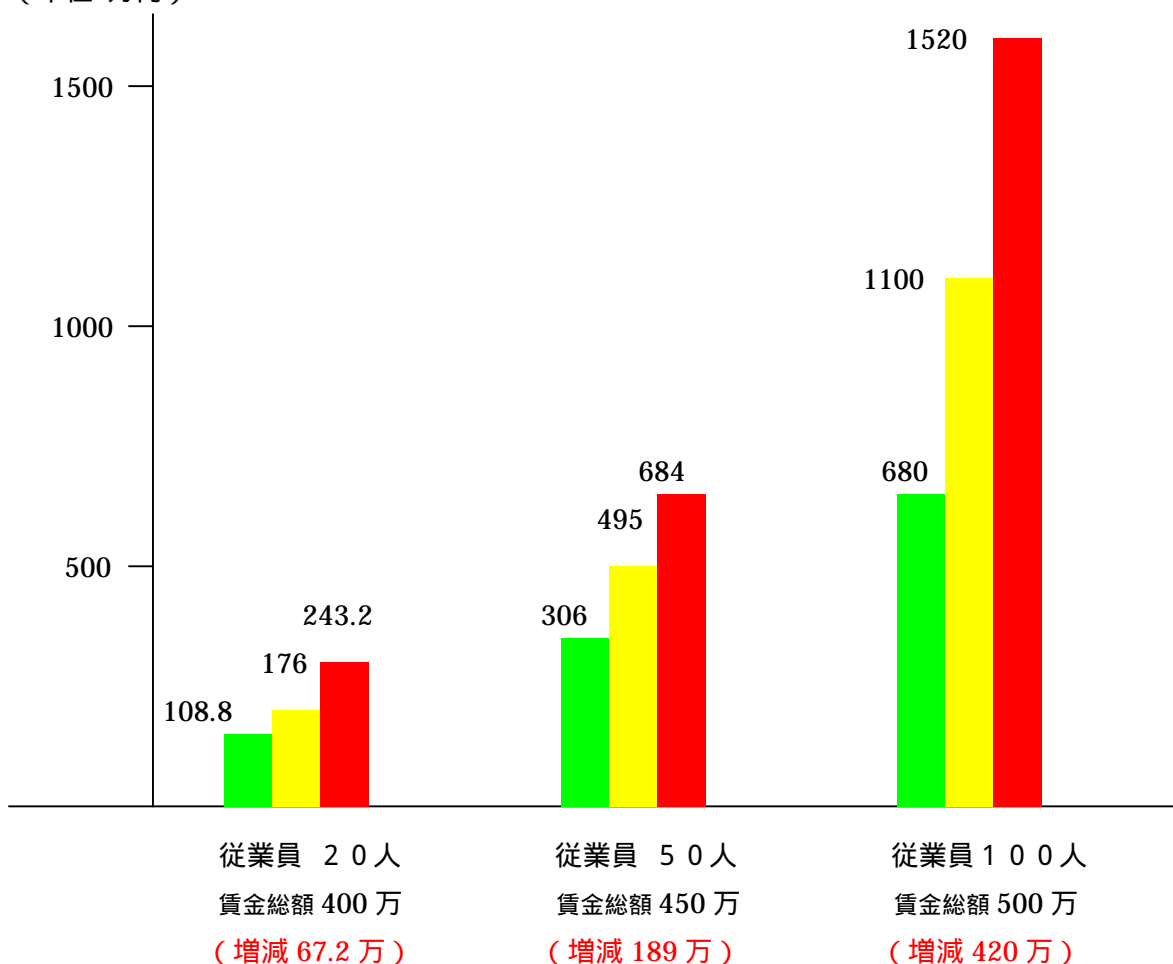
三．労災保険のメリット制度について：

メリット制とは、基本料率（「船舶製造又は修理業」の場合、平成15年度～17年度は22/1000）から通勤災害分の1/1000を引き、事業所の過去3か年の保険収支を勘案して±40%の範囲で増減されることを言い、これによって毎年度の適用料率（含む通勤災害1/1000）が決定されている。

事業所の保険料は賃金総額にその適用料率を乗じて算出されるが、各々の事業所の適用料率は最善値（ $13.6/1000$ ）から最悪値（ $30.4/1000$ ）の範囲で算出される。

1．メリット制による比較表

（単位 万円）



最善値(13.6/1000) ■ 基準値(22/1000) ■ 最悪値(30.4/1000) ■

（例1）賃金総額450万円、従業員数30名の場合を例にとると

基準値(22.0/1000) $4,500,000円 \times 30人 \times 22.0/1000 = 2,970,000円$

最悪値(30.4/1000) $4,500,000円 \times 30人 \times 30.4/1000 = 4,104,000円$

最善値(13.6/1000) $4,500,000円 \times 30人 \times 13.6/1000 = 1,836,000円$

となり、最悪値は基準値より1,134,000円多く、最善値は基準値より1,134,000円少なく支払うことになる。
更に最善値、最悪値の差額は2,268,000円となる。

2. 死亡災害が発生した場合、遺族に対して遺族補償年金、遺族特別年金、遺族特別支給金300万円が支払われることとなり、それがメリット収支率に反映される。

(例2) 賃金総額450万円、従業員数30名の企業で死亡災害が発生した場合：

・月例給与分350万円、賞与分100万円(50万円×2回) 賃金総額450万円とした時、遺族補償年金(給付基礎日額×1000日分) 遺族特別年金(算定基礎日額×1000日分) 遺族特別支給金300万円で、その合計は
14,668,000円となる。

・この数値を基にメリット収支率を算出すると

21

労災保険料：4,500,000円×30人× $\frac{21}{1000}$ (通災分1/1000は除く) = 2,835,000円

14,668,000円

メリット収支率： $\frac{14,668,000}{2,835,000 \times 3 \text{年間} \times 0.67 \text{(調整率)}} \times 1000 = 257.4\%$ となる。

メリット収支率規定から収支率150%を超えるものは、メリット数値が基本料率から40%増加することとなっており、その結果、収支率は最悪値の30.4/1000となる。

・平成15年度に死亡災害が発生させた場合、その跳ね返りは翌々年の17年度から19年度まで影響し、その3年間は収支率30.4/1000で推移することから保険料支払い総額は4,104,000円×3年間 = **12,312,000円**と膨大な金額となる。

四. 「労災上積み補償」(労働災害の被災者に法定外の損害補填を行う)制度：

労働災害の被災者には労災保険給付が行なわれるが、それだけでは被災者の財産上の損害をカバーできない部分や、慰謝料、精神的苦痛等、法定補償では埋め切れない部分が生じてくる。

この部分を企業独自でプラスアルファするのが法定外補償(上積み補償)制度である。現行水準では死亡時の遺族補償は社会水準で3,200万円ほどであるが、電力関係は約4,000万円程度となっており、死亡・重大災害が発生させた企業は、企業独自での法定外補償(労災上積み補償)による新たな支出を行うことになる。